

病院だより

問 市民病院医事課
地域連携係
☎43-251(代表)

内科初診の方は紹介状をお持ちください

紹介状をお持ちください

市民病院では、内科の新患外来診療は、特に専門性の高い診療と待ち時間の短縮を行うため、緊急の場合を除いて、紹介制による予約診療を行っています。

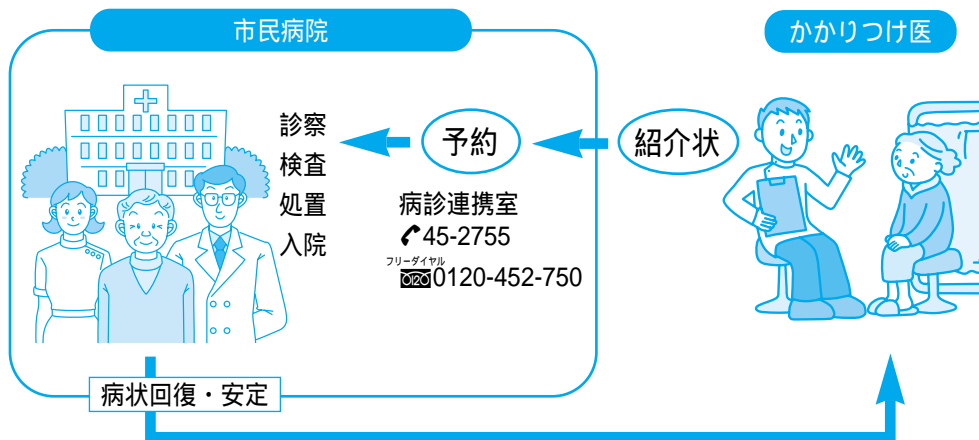
新たに市民病院の内科受診を希望される場合は、まずはお近くの医療機関(かかりつけ医)で受診し、必要に応じて紹介状を書いていただくようお願いしててください。

待ち時間短縮のため、なるべく事前に受診予約をお願いします。紹介状をお持ちになった方は、初診時の特定初診料(1,050円)は必要ありません。なお、内科以外の初診については、紹介状がなくても受診できます。この場合は特定初診料が必要になります。

紹介状をお持ちの方の診察予約

市民病院病診連携室 ☎45-2755

フリーダイヤル ☎0120-452750



国保ガイド

医療費が高額になった時(70歳以上の方)

【高額療養費制度】

1か月の医療費(医療機関に支払った金額)が自己負担限度額(左表参照)を超えた場合、申請すると超えた分の金額が「高額療養費(老人保健の場合)は高額医療費」として支給されます。

対象の方へは、受診した月から2〜3か月後に申請書を郵送します。申請には領収書が必要ですので、大切に保管してください。

【減額認定制度】

左表の低所得(市民税非課税世帯)に当てはまる方は、事前に申請すると入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までで済んだり、食事代が減額されたりする制度があります。

減額を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。減額認定証の発行を希望する方は、市役所1階市民課国保年金係または、支所1階市民サービス課市民サービス係で申請してください。

70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来の自己負担限度額(個人ごと)	入院・外来の自己負担限度額(世帯ごと)
課税所得が145万円以上の方	44,400円	80,100円+(かかった医療費-267,000円)×1%(1)
一般世帯	12,000円	44,400円
低所得(市民税非課税世帯)	8,000円	24,600円
		15,000円

入院時の食事代(1食当たり)

所得区分	食事代	
一般世帯	260円	
低所得(市民税非課税世帯) 2	90日までの入院	210円
	90日を超える入院(過去12か月の入院日数)	160円
低所得(市民税非課税世帯) 3	100円	



- (1) 過去1か月間に4回以上高額医療費の支給があった場合、4回目以降は44,400円
- (2) 同一世帯の世帯主及び国保被保険者(老人医療を受ける方は世帯全員)が市民税非課税の方
- (3) 同一世帯の世帯主及び国保被保険者(老人医療を受ける方は世帯全員)が市民税非課税で、その世帯の所得が必要経費や控除を引いた時に0円になる方

問 市民課国保年金係 ☎443113 市民サービス課市民サービス係 ☎239212